

議案第2号

衛生処理施設の解体に伴う物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

衛生処理施設の解体に伴う物損事故に係る損害賠償事件に関し、次のとおり損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

損害賠償及び和解の相手方	損害賠償の額	和解の内容	損害賠償の原因
●●●●●● ●●●●●● ●●●●●● ●●●●●● ●●● ●● ●●	2,843,500円	損害賠償の額を左記のとおりとし、今後双方とも一切の異議又は請求の申立てをしない。	令和5年12月11日、村崎野ニュータウン衛生処理施設解体工事において、衛生処理施設の地下埋設部分を解体する際に、想定を超える湧水が発生し土留内側の排水を行ったところ、隣接する相手方の土地が沈下し、相手方の住宅及び外構を損傷させたものである。

令和7年4月15日提出

北上市長 八重樫 浩文

提案理由

衛生処理施設の解体に伴う物損事故の和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものである。